



2018年10月25日

各位

会社名 東急不動産ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大隈 郁仁
(コード：3289 東証第1部)
問合せ先 執行役員 西村 和浩
TEL(03) 5414-1143

発行新株式数の確定に関するお知らせ

2018年10月3日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行に関し、海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 4,222,000株

<ご参考>

1. 公募による新株式発行の募集株式の種類及び数

下記①ないし③の合計による当社普通株式 71,158,000株

①国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 34,158,000株

②海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 32,778,000株

③海外募集における海外引受会社に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式 4,222,000株

2. 今回の公募による新株式発行に係る発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数 640,830,974株 (2018年10月25日現在)

公募による新株式発行に係る増加株式数 71,158,000株

公募による新株式発行後の発行済株式総数 711,988,974株

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)により、7,842,000株を上限として、2018年11月27日(火)に、当社普通株式が発行されることがあります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

3. 今回の調達資金の使途

国内一般募集及び海外募集、東京急行電鉄株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分並びに本件第三者割当増資による手取概算額合計上限 66,321,700,000 円については、66,000,000,000 円を 2020 年 9 月末までにオフィス、商業施設等当社グループの設備投資資金の一部に充当し、残額は 2020 年 9 月末までに有利子負債の返済資金に充当する予定であります。

詳細につきましては、2018 年 10 月 3 日に公表いたしました「公募及び第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。